

## 議第65号

指定管理者の指定について（京都市児童療育センターの一部）

指定管理者を次のように指定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

公の施設の名称	京都市児童療育センター（児童発達支援に関する事業（福祉型児童発達支援センターとしての事業を除く。）を行う部分に限る。）
指 定 管 理 者	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地及び60番地 社会福祉法人京都老人福祉協会
指 定 期 間	平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

## 提案理由

京都市児童療育センター（児童発達支援に関する事業（福祉型児童発達支援センターとしての事業を除く。）を行う部分に限る。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。